

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十九年十二月十一日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

住 所		土地所有者氏名
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷一〇番地	土地登記名義人 大成 軍治（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷一八九番地の四	土地登記名義人 横山 芳太郎（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷一二九番地	土地登記名義人 大成 悟（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷一七八番地の一	土地登記名義人 小林 秀夫（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷一四九番地の一	土地登記名義人 横山 榮（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷一一五番地の一	土地登記名義人 小林 茂己（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷二五〇番地の一	土地登記名義人 山崎 勝己（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷二五二五番地の一	土地登記名義人 廣瀬 新一（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷二五四番地	土地登記名義人 山崎 博人（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷二六四二番地の二	土地登記名義人 宇根 亨（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷八三八番地	土地登記名義人 廣瀬 新（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷九九六番地の一	土地登記名義人 小林 敏太郎（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷九九六番地の一	土地登記名義人 小林 吉松（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 沼隈郡津之郷村大字津之郷二六六一番地の一、二六六〇番地の二	土地登記名義人 松下 九一郎（存否不明）

二 送達すべき書類の名称

備後圏都市計画道路事業三・四・六一三号山手赤坂線に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

1 収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
広島県福山市 津之郷町大字 津之郷字夕倉	七二六八番一二	山林	山林	八一	八一・二六	八一・二六

2 使用の部分に関する事項

なし

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成三十年一月四日に、その書類の送達があつたものとみなされます。